

12月12日開催 審査した内容(議案4件、報告事項4件)

報告事項 戸別収集の進捗状況について

戸別収集の進捗状況について、6点(①燃やすごみ戸別収集業務委託契約、②市民周知、③集合住宅における排出場所設置状況、④集合住宅の集積所維持管理に係る補助制度の申請状況、⑤少量排出事業所収集制度、⑥戸別収集実施計画)の報告がありました。

質疑を通じて、「市民意見を把握するため、アンケートを実施予定であること」「市民の不安の声には、本市で過去にモデル事業を行っていたことや他自治体で実施している事例があることなどを踏まえ、丁寧に説明していくこと」「ごみの排出容器購入の補助は予定していないこと」「新たにできる集合住宅の情報を確実につかんで案内をしていくこと」「緊急時などのバックアップ体制については、委託事業者において適切に行われること」など市の対応や考え方を確認しました。

委員会では、報告事項について了承しました。



排出容器の置き場所のイメージ

12月16日開催 審査した内容(議案5件、陳情4件、報告事項7件)

報告事項 扇湖山荘の利活用について

鎌倉山に所在する扇湖山荘は、本館、茶室などの建物や庭園を備え、優れた風致景観を形成している施設です。平成22年(2010年)に市が寄付を受けて以降、その利活用にに向けて、民間事業者の資金やノウハウを活用する検討を行ってきましたが、このたび研修厚生施設を柱とした利活用に関する事業提案を受けることとし、公募型プロポーザルを実施したとのことです。

事業者の公募については、令和6年(2024年)7月30日から10月31日までを提案書の受付期間とし、8月19日には6団体の出席の下、現地説明会を開催したとのことです。そのうち1団体から提案書の提出があり、11月にプレゼンテーションを実施し、審査した結果、一般社団法人鎌倉ルネサンスを優先交渉権者として決定したとのことです。

今後は令和7年(2025年)1月頃をめどに、優先交渉権者と基本協定を締結した後、約1年かけて事業の実現性を高めるため、整備方法や許認可手続き、地域住民との合意形成などについて詳細な協議を行った上で、令和7年度中の基本契約の締結を目指すとのことです。

委員会では、報告事項について了承しました。



扇湖山荘の外観

市民環境常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

建設常任委員会

教育福祉常任委員会

12月13日開催 審査した内容(議案6件、陳情6件、報告事項10件)

議案第42号 業務委託契約の締結について

本議案は、鎌倉市新庁舎等基本設計及びDX支援業務委託(※)について、公募型プロポーザルの手法で選定を行った最優秀提案者である、株式会社日建設計と随意契約を締結するもので、業務内容は、新しい市役所のイメージを具体化するため、新庁舎、消防署、図書館および学習センターを含めた基本設計業務のほか、DX支援業務、執務環境等整備支援業務、地盤・地質調査業務およびテレビ受信障害事前調査業務を実施するものとのことです。

契約金額は2億9480万円(消費税額など含む)、契約期間は令和8年(2026年)2月27日までとのことです。

委員会では、業務内容や費用の積算根拠などについて質疑が行われた後、一部の委員から、「大船消防署に消防機能の一部を残すよう検討する方針転換があり、本庁舎の移転計画についても変更の余地が生じたことなどから継続審査とすべき」との動議が出されましたが、少数の賛成により否決しました。

その後「本庁舎移転に反対する立場からすると基本設計を進めることは無駄遣いである」「より良い庁舎となるよう具体的な提案を行うことが議会の果たすべき役割である」などの意見が出され、採決を行った結果、可否同数となったため、委員長裁決により、原案を可決しました。



市役所外観とその周辺のイメージ(最優秀提案者の提案より)
提案内容がそのまま新庁舎の基本設計となるものではありません。

(※)DX:情報通信技術を活用し、人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させること

12月11日開催 審査した内容(議案4件、報告事項6件)

報告事項 こどもの居場所づくりの検討状況について

こどもの居場所づくりの検討に当たっては、令和6年(2024年)3月22日付の市議会からの提言書(※)等を踏まえ、既存施設の利活用や民間事業者等との連携、分かりやすい情報発信という観点から、「ふやす・広げる」「つなぐ」の二つのキーワードを柱に取り組みを進めていくとのことです。

まず、「ふやす・広げる」については、多様なこどもの居場所がつくられるように、①子育て支援センターの増設、②自治町内会館の空きスペース・空き時間の活用、③放課後子どもひろばの日曜開所の検討を進めていくとのことです。

次に、「つなぐ」については、子ども自身が「行きたい」「居たい」と思える場所を簡単に見つけられるように、①居場所マップによる可視化、②欲しい情報に簡単にアクセスできる仕組みづくりを進めていくとのことです。

委員会では、報告事項について了承しました。

(※)市議会からの提言書:令和5年(2023年)5月に開催した議会報告会において、こどもを含む多世代の居場所について意見が多く寄せられたことから、その後、教育福祉常任委員会において協議を行い、居場所づくりについて、市長に政策化を求めたもの。



陳情の議決結果

12月定例会では、17件の陳情が提出されました。そのうち、7件を全議員に配付し、10件を各常任委員会に付託し審査を行いました。付託した10件のうち、2件を議決不要、3件を継続審査、本会議において3件を採択、2件を不採択としました。採択した陳情の要旨および議決結果は次のとおりです。

【採択した陳情】

◇陳情第39号 極楽寺二丁目「滞在型国際交流施設」についての陳情

陳情の要旨 極楽寺二丁目にある空き家が、2023年夏頃、突然「滞在型国際交流施設」となり、不特定多数の訪日外国人が入り、居住するようになったが、同施設には管理者がおらず、また、旅館業法や消防法などいかなる法規制も受けていないため、防火・防犯・騒音・ごみなどの面で、近隣住民は日常生活に大きな不安を感じている。インバウンドが増加する中、このような施設が鎌倉市に現在複数あると推測され、今後も増えるの見込まれるため、現行の法規や条例でこのような施設を規制・指導ができないのであれば、現在と将来の鎌倉市民の生活の質と環境を守るため、条例の制定も視野に入れ、現状の把握と改善、新たなルールづくりの検討に着手することを求めるものです。

総務常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◇陳情第41号 深沢への新市庁舎整備を進めることを求める陳情

陳情の要旨 停滞する移転事業を前に進めるため、市議会で改正位置条例を可決させ、移転を推進することを求めるものです。

建設常任委員会では可否同数のため委員長裁決により採択、本会議では多数の賛成により採択しました。

◇陳情第48号 「再審法改正を求める意見書」提出に関する陳情

陳情の要旨 冤罪被害者を救済するための手続きを定めた、いわゆる「再審法」において、再審請求手続きにおける証拠開示の制度化および再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止に関する事項を定めるよう、国に意見書を提出することを求めるものです。

総務常任委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】

◇陳情第40号 北鎌倉隧道のミステリー解決を議会に願う陳情

◇陳情第50号 公の場において市民が正式な手続きを経て指摘した事項について適切な対応を求める陳情

可決した意見書

12月定例会では、次の意見書提出に係る議案を可決しました。なお、可決した意見書は地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

再審法改正を求める意見書

冤罪は、最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題であると言える。

冤罪被害者を救済するための制度としては、「再審」があるが、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。

そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さや公平性が制度的に担保されていない状況にある。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの事例では、再審段階で明らかになった、警察や検察庁といった捜査機関の手にある証拠が、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。

しかし、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。

そのため、裁判官や検察官の対応により、証拠開示の範囲に大きな差が生じている。このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行うことができるが、その結果、審理が長期化して冤罪被害者の救済を長引かせている実情がある。

よって、冤罪被害者を早急に救済するために、次の事項を定めるべく、再審法を速やかに改正することを求める。

- 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年(2024年)12月23日

鎌倉市議会